

農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱

制定 23 食産第 4051 号
平成 24 年 4 月 20 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 25 年 2 月 26 日 24 食産第 5346 号
改正 平成 25 年 5 月 16 日 25 食産第 363 号
改正 平成 26 年 2 月 6 日 25 食産第 4145 号
改正 平成 26 年 4 月 1 日 25 食産第 4493 号
改正 平成 27 年 2 月 3 日 26 食産第 3802 号

(通則)

第 1 農林水産大臣は、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第 3 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率及び流用の禁止)

第 2 第 1 に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表 1 の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

(申請手続)

第 3 法第 5 条、令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書は、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に正副 2 部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に定める日とする。

(交付決定の通知)

第5 交付決定者は、第3の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、法第9条第1項及び規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体（地方公共団体以外の事業実施主体に限る。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項の規定により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第3条第1項の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(業務遅延の届出)

第10 事業実施主体は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

(概算払請求)

第 1 1 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 4 号の概算払請求書正副 2 部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 5 8 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

（状況報告）

第 1 2 法第 1 2 条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあっては、当該期日。以下同じ。）の末日現在（第 4 四半期を除く。）において別記様式第 5 号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに正副 2 部を交付決定者に提出して行うものとする。ただし、別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

（実績報告）

第 1 3 規則第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第 7 号のとおりとし、正副 2 部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第 3 第 3 項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第 3 第 3 項ただし書に該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 3 第 3 項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第 1 4 第 1 項の確定のあった日の翌年 6 月 3 0 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 1 4 交付決定者は、第 1 3 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 2 0 日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は 9 0 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 1 5 交付決定者は、第 8 の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定

者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17 取得財産等のうち令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

4 第16第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第18 事業実施主体は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあっては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金等調書)

第19 事業実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算並びに決算書における計上科目及び計上金額を明らかにする別記様式第10号による当該補助金等調書を作成しておかななければならない。

(交付決定の下限)

第20 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うとき及び交付決定者が特に必要と認め

るものについては、この限りでない。

(報告)

第21 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、別記様式第11号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第12号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに交付決定者に報告するものとする。

(間接補助事業を行う場合の読み替え等)

第22 間接補助事業を行う場合、第1において「事業実施主体（実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）」とあるのは「事業実施主体に対し補助を行う者（以下「補助事業者」という。）」と、第2から第14まで（第3第2項を除く。）及び第16から第21までにおいて「事業実施主体」とあるのは「補助事業者」と、第15において「事業実施主体」とあるのは「事業実施主体又は補助事業者」と読み替えるものとする。

2 間接補助事業を行う場合、事業実施主体に対し補助を行う者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、第6から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(実績報告の提出期限の特例)

第23 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）別表1の2（1）の事業において、事業実施主体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の提出期限は、規則第6条第1項ただし書の規定に基づき、補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までとする。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号。）は、廃止する。
- 3 2の規定による廃止前の農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱により平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成２７年２月３日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2、第 9 関係)

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
I 農山漁村 6次産業化 対策事業			補助事業に 要する経費の3 0%を超える増 減	
1 農山漁村 の所得増 大対策				
(1) 6次産業 化サポー ト事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて 事業を行うのに要する次の経費 6次産業化サポート事業費 			

[illegible]

	経費 (1) 国内事業者への事前支援等費 (2) 商談会の準備・開催費 (3) 商談会開催後の支援等費			開催国の変更
	4 海外見本市への出展経費 (1) 国内事業者への事前支援等費 (2) 見本市への出展準備・開催費 (3) 見本市への出展後の支援等費	定 額		2 品目別商談会の場合には品目の変更
	5 緊急輸出対策経費 (1) 価格形成構造及び物流実態の調査費 (2) マーケットセミナーの実施費 (3) 規制対象都県招へい事業費 (4) プロ向けセミナーの実施費	定 額		出展見本市の追加・取りやめ
(2) 食品産業グローバル展開インフラ整備事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	調査対象国・地域の変更、セミナーの開催場所数の増減
	1 グローバル展開のための人材確保事業費 (1) 海外投資啓発・人材育成費 (2) 専門家派遣費	定 額	経費の欄に掲げる(1)の経費から(2)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	2 業種連携によるフードシステムの構築事業費	定 額		
(3) 輸出に取り組む事業者向け対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	1 事業実施国・地域の変更又は廃止
	1 ジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援に係る経費 (1) ジャパン・ブランド調整活動費 ア 産地間調整等の調整活動費 イ ジャパン・ブランドの事業メニュー間における調整活動費 (2) マーケティング調査費 (3) ジャパン・ブランドPR費 (4) セミナー事業費 (5) 品目別ロゴマークの開発や普及費	定額(ただし、(5)にあつては1/2以内)	1 経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費と(5)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減 2 経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間にお	2 目標額の変更
				3 選択した取組若しくは事業メニューの変更又は廃止

	けるそれぞれの経費の30%を超える増減 3 経費の欄に掲げる (1) のア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 2 産地が連携した輸出振興体制の構築を図る取組への支援に係る経費 (1) 産地が連携した輸出振興体制の整備費 ア 産地間連携推進委員会開催費 イ 国内現地検討会開催費 ウ 海外市場等調査費 エ 国内現地説明会開催費 (2) 産地が連携した輸出モデルの実証費 3 輸出戦略に沿った産地等の取組への支援に係る経費 (1) 輸出環境整備費 (2) 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証費 (3) 海外市場調査費 (4) 輸出担当者育成費 (5) 産地PR・国内商談会費 (6) 海外販売促進活動費	定額(ただし、(2)にあつては1/2以内) 1/2以内	1 経費の欄に掲げる (1) 及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減 2 経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げる(1)から(6)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
(4) 米輸出特別支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 統一的なプロモーション戦略の策定に係る経費 コメ・コメ関連食品の輸出団体による統一的なプロモーション戦略の検討会の開催費 2 広報資材作成・広告宣伝に係る経費 (1) 共通ロゴマークの作成・登録費 (2) 広報資材作成費 (3) ウェブサイト構築費 (4) 映像コンテンツ制作・放送費用 (5) 新聞・雑誌広告掲載費 3 プロモーション活動に係る経費 (1) 海外セミナー開催費	定 額	経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 選択した取組又は事業メニューの変更又は廃止 2 事業実施国・地域の変更又は廃止

	(2) 海外販売促進活動費 4 海外マーケティング調査に係る経費 マーケティング調査・活動費			
(5) 畜産物輸出特別支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 国内における輸出促進体制・環境整備に係る経費 (1) 畜産物輸出促進協議会の開催費 (2) ロゴマークの作成・登録費 (3) 和牛の品質情報提供システムの開発費 (4) 商品ラベル等の輸出先国言語への翻訳等に係る経費 2 輸出先国における環境整備に係る経費 (1) 共同事務所の開設費 (2) 畜産物加工用機材等の整備費 3 国内や輸出先国における調査・検証に係る経費 (1) 輸出関連調査費 (2) 試行的輸出費 (3) 流通経路や販売戦略等の検討・検証費	定額(ただし、2の(2)にあっては1/2以内)	1 経費の欄に掲げる1から3まで(2の(2)を除く)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げる2の(2)とそれ以外の経費の相互間における増減	1 選択した取組又は事業メニューの変更又は廃止 2 事業実施国・地域の変更又は廃止
(6) 日本食・食文化の普及支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 海外の料理学校等を活用した日本食・食文化等の普及に係る経費 (1) 日本食の講座開設等に係る経費 (2) カリキュラム・テキストの作成に係る経費 (3) 講師の派遣等に係る経費 2 海外のシェフ等を活用した日本食・食文化等の普及に係る経費 (1) 海外からの普及人材招聘に係る経費 (2) セミナー、研修等の開催に係る経費 3 日本食レストランウィークの実施に係る経費 (1) レストランウィークにおいて料理の提供・サービス等に係る経費 (2) 日本食レストランマップ等の作成に係る経費 (3) 日本食の魅力発信に関するパネルディスカッション等に係る経費	定 額 定 額 定 額	経費の欄に掲げる1から5までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減 経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	開催国の変更

	4 百貨店等における料理、日本産食材等の紹介デモ等の実施に係る経費 (1) 料理デモ等の実施に係る経費 (2) 日本産食材を活用したレシピ開発費 (3) 日本産食材の魅力を発信するセミナー等に係る経費 (4) 日本産食材の魅力を伝える試食・試飲会に係る経費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	5 海外の外食事業者等への先進的取組事例発信に係る経費 (1) 海外外食事業者向け見本市等への出展に係る経費 (2) 海外外食事業者向け見本市等における出展者の商談サポートに係る経費 (3) 海外の外食事業者やメディア関係者等に対する日本国内の先進的な取組事例の紹介に係る経費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
3 再生可能エネルギーの導入促進				
(1) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業費 (1) 発電事業の開始に向けた各種取組費 (2) 報告書作成費 2 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業費 (1) 事例収集・分析費 (2) 研修会開催費 (3) 個別事業相談費 (4) ワークショップ開催費 (5) 報告書作成費	定 額		事業メニューの新設又は廃止
(2) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業		定 額		事業メニューの新設又は廃止
i 小水力等農村地域資源利活用促進事業	1 都道府県が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の(1)から(3)に掲げる経費 2 協議会が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の(1)に掲げる経費 3 市町村、地方公共団体の一部事務組合、独立行政法人水資源機構、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体又は多面的機能支払		経費の欄に掲げる(1)から(3)の経費(間接補助事業にあっては、当該間接補助事業に要する経費)の相互間における経費の増減	

	交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）別紙5に定める広域活動組織（以下「広域活動組織」という。）が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の（2）及び（3）に掲げる経費 4 市町村、地方公共団体の一部事務組合、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体又は広域活動組織が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の（2）及び（3）に掲げる経費に対し、補助事業者となる都道府県又は協議会が補助するのに要する経費 （1）マスタープラン策定及び都道府県協議会支援 定 額 （2）案件形成、概略設計及び協議手続支援 定 額 （3）基本設計支援 1/2以内			
ii 小水力等発電導入技術力向上中央研修事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 研修資料作成費 定 額 2 中央研修実施費 3 指導助言に係る経費			事業メニューの新設又は廃止
iii 小水力等発電導入技術力向上地方研修事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 定 額 1 地方研修費 2 専門技術者派遣費			事業メニューの新設又は廃止
iv 省エネ型集落排水施設実証事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 定 額 1 省エネ技術導入検討・実証事業に係る経費 2 省エネ技術導入事業に係る経費			導入する省エネルギー技術の変更又は廃止
(3) バイオ燃料生産拠点確立事業	事業目標の達成に必要な以下の技術等の実証及び地域協議会の運営に必要なとなる経費 定 額 1 製造実証 2 品質実証 3 利用実証			事業メニューの新設又は廃止
(4) 地域バイオマス産業化支援事業	1 地域段階 定 額 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 （1）検討委員会の運営費 （2）調査費 2 全国段階 定 額 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費			事業メニューの新設又は廃止

(5) 食品ロス削減等総合対策事業	(1) 事業可能性調査費 (2) 構想づくり支援費 (3) 経理管理指導等に係る経費 (4) 連絡協議会の運営費 (5) シンポジウム開催等に係る経費			
	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費			経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減
	1 食品ロス削減国民運動の展開事業			経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減
	(1) サプライチェーン上の商慣習の見直し事業 ア 検討会開催費 イ アンケート調査費 ウ ヒアリング調査費 エ ポイント付与実証試験費 オ 調査研究費 カ 研修会等開催費 キ 普及啓発実施費 ク 報告書作成費	定額(ただし、エにあっては1/2以内)	1 経費の欄に掲げるアからクまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げるエとそれ以外の経費の相互間における増減	
	(2) フードバンク活動等の推進事業 ア 検討会開催費 イ 研修会等開催費 ウ マッチングサイト構築費 エ 普及啓発実施費 オ 調査研究費 カ 報告書作成費 キ 倉庫等貸借料等費	定額(ただし、キにあっては1/2以内)	1 経費の欄に掲げるアからキまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げるキとそれ以外の経費の相互間における増減	
	2 新たな食品リサイクルループの構築事業			経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減
	(1) エネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構築事業 ア 検討会開催費	定額(ただし、ウにあっては1/2以内)	1 経費の欄に掲げるアからエまで	

	イ 研修会等開催費 ウ 実証試験費 エ 報告書作成費		の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
	(2) 高品質肥料認証制度構築事業	定 額	2 経費の欄に掲げるウとそれ以外の経費の相互間における増減
	ア 検討会開催費 イ 試験研究等費 ウ 報告書作成費		経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
	3 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(6)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
	(1) 検討会開催費 (2) 実態調査費 (3) 研修会等開催費 (4) 普及啓発実施費 (5) 優良者表彰開催費 (6) 報告書作成費		
4 食品産業の強化			
(1) 食品の品質管理体制強化対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定額(ただし、3の(2)にあっては1/2以内)	1 経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
	1 HACCP、衛生管理・品質管理に関する普及啓発、調査・分析等の実施費		2 経費の欄に掲げる3の(2)と他の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減
	(1) 検討委員会・専門部会開催費 (2) HACCP、衛生管理・品質管理に関する普及啓発費 (3) 情報の収集・分析費 (4) 情報提供費		
	2 研修会等の開催費		
	(1) HACCP等の導入促進に関する研修会等の開催費		
	ア 検討委員会・専門部会開催費 イ 研修会等開催費 ウ 助言・指導体制構築費		
	(2) マネジメント体制構築等に関する研修会等の開催費		
	ア 検討委員会・専門部会開催費 イ 研修会等開催費		
	(3) 輸出促進に向けた対応の円滑化に関する研修会等の開催費		
	ア 検討委員会・専門部会開催費 イ 研修会等開催費		
	(4) 食品安全セミナー等の開催費		
	ア 検討委員会・専門部会開催費 イ セミナー等開催費		

(2) 食料品バリューチェーン構築支援事業	3 指導者等の専門家による現地指導等の実施費 (1) 検討委員会・専門部会開催費 (2) 専門家活用支援費 4 HACCP に関するフォローアップ及び普及啓発の実施費 (1) 検討委員会・専門部会開催費 (2) フォローアップ実施費 (3) 普及啓発実施費 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間における経費の増減
	1 バリューチェーン新展開構築事業費 (1) 推進協議会開催費 ア 推進協議会開催費 イ 分科会開催費 (2) 普及啓発費 (3) 優良事例収集費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
	2 流通過程情報伝達促進事業費 (1) 検討会費 ア 流通過程情報伝達促進検討会費 イ 実証事業実施検討会費 ウ 研究費 エ 導入の手引き作成費 オ セミナー開催費 カ 報告書作成費 (2) 実証事業費 ア システム構築費 イ 操作マニュアル説明会開催費 ウ 実証システム運用費	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
	3 加工食品製造・流通指針策定事業費 (1) 食品業界による自主的な食品表示の取組推進費 ア ガイドラインの普及・検討費 イ 実体調査費 (2) 加工食品品質等指針作成費 ア 検討会費	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアから

(2) 知的財産 の総合的 活用の推 進事業	イ 有効性・安全性の検証費				
	(2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業費	1/2以内		それぞれの30%を超える増減	
	(3) ばれいしょの特性を活かした6次産業化の推進費	1/2以内			
	3 A I システム実証事業費	定 額			1 事業実施場所の変更 2 事業の内容に実質的な影響を及ぼす調査手法等の変更
	A I システム実証事業費				
(2) 知的財産 の総合的 活用の推 進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費			経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間における経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	1 知的財産発掘・活用推進事業費	定 額			
	(1) 全国段階			経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	
	ア 知的財産発掘・活用推進協議会の設置・管理・運営費				
	イ 知的財産の発掘調査費				
	ウ データベースの整備・活用費				
	(2) 地域段階				
	ア 地域協議会の設置・管理・運営費				
	イ 地方セミナーの開催費				
	ウ 研修会の開催費				
	2 地理的表示に係る高付加価値化推進事業費	定 額		経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	
	(1) 地理的表示活用調査費				
	ア 検討委員会の設置・管理・運営費				
	イ 事例調査費				
	ウ マーケティング調査費				
	エ 見本市開催費				
	オ ガイドラインの策定費				
	(2) 地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援費				
	ア 検討委員会の設置・管理・運営費				
	イ 類似事例調査費				
	ウ 産品の特性分析費				
	エ 品質管理基準等の作成費				
	3 知的財産総合活用事業費	1/2以内		経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	対象品目の変更
	(1) 知的財産活用事業費				
	ア 検討委員会の設置・管理・運営費				
	イ 知的財産活用に係る調査費				
	ウ 知的財産活用に係る専門家への相談費				
	エ 知的財産の活用取組報告会の開催費				
	(2) 温暖化に対応した新品種の開発事業費				
	4 知的財産を活用した国際展開の推進費			経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費	
	(1) 国際展開推進事業費	定 額			
	ア 農林水産・食品知的財産の保護のための会議開催				

	イ 海外における知的財産制度等の調査費 ウ 地方セミナーの開催費 エ 共同対応支援費 オ 食品企業知財担当ＯＢ等を活用した国別担当者の設置費 カ 新たなビジネスモデルの普及費 (2) 品種保護に向けた DNA 品種識別技術実用化費 ア DNA 品種識別技術の実用化 イ DNA 品種識別技術の妥当性の確認 ウ 産地判別技術の実用化	1/2以内 定 額 1/2以内	の増減 経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における経費の増減	
(3) 植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 国内種苗生産基盤強化事業費 1 種苗生産改善協議会の開催費 2 品種ニーズ調査の実施費 3 採種技術習得研修の実施費	1/2以内	経費の欄に掲げる 1 から 3 までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
II 農山漁村 6次産業化 対策整備事業				
1 農山漁村の所得増大対策				
(1) 6次産業化ネットワーク活動整備事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 なお、農林漁業者団体が自ら行う 6 次産業化の取組においては 1 及びこれと併せて行う 2 を補助対象経費とし、農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う 6 次産業化の取組において事業実施主体が農林漁業者団体である場合には 1 及び 2 を補助対象経費とし、事業実施主体が中小企業者である場合は 3 を補助対象経費とする。 1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 (1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設 (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 (3) 農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設 (4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (5) 収穫後用病虫害防除のために必要な施設 (6) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等	1/2以内	1 経費の欄に掲げる施設等又は 2 以上の設計となる場合は設計単位（以下「施設等又は設計単位」という。）ごとの経費の30%を超える増減 2 施設等又は設計単位ごとの工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 施設等の新設又は廃止 2 施行箇所及び設置場所の変更 3 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減

	施設へ供給するために必要な施設 (売電を目的とする取組を除く。) (7) (1) ～ (6) の附帯施設 2 農林水産物等の生産のために必要な機械・施設等 (1) 簡易土地基盤整備 (2) 農業用水のために必要な施設 (3) 営農飲雑用水のために必要な施設 (4) 高生産性農業のために必要な施設 (5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設 (6) 育苗のために必要な施設 (7) 水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設 (8) 高品質堆肥製造のために必要な施設 (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設 (10) 特用林産物生産のために必要な施設 (11) 農林水産物運搬のために必要な施設 (12) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設 (売電を目的とする取組を除く。) (13) 特認施設 (14) (1) ～ (13) の附帯施設 3 食品等の加工・販売のために必要な機械・施設 (1) 中小企業者が自ら行う食品等の加工・販売のために整備する機械・施設 (2) (1) の附帯施設			
2 再生可能エネルギーの導入促進				
(1) 地域バイオマス産業化整備事業	バイオマス利活用施設等に係る施設整備費	1/2以内		1 施設等の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業の内容に基本的な影響を及ぼす設備の変更 (能力に関する変更を含む。)

(注1) 「六次産業化・地産地消法」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (平成22年法律第67号) をいう。

(注2) 「農商工等連携促進法」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成20年法律第38号) をいう。

別表 2（第 3 関係）

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る交付決定者

事業実施主体の区分		交付決定者
6 次産業化サポート事業の事業実施主体		農林水産大臣
6 次産業化ネットワーク活動推進事業の事業実施主体		
	特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在する事業実施主体	地方農政局長
	沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
	北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
医福食農連携推進環境整備事業の事業実施主体		農林水産大臣
輸出総合サポートプロジェクト事業の事業実施主体		農林水産大臣
食品産業グローバル展開インフラ整備事業の事業実施主体		農林水産大臣
輸出に取り組む事業者向け対策事業のうちジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援の事業実施主体		農林水産大臣
輸出に取り組む事業者向け対策事業（うちジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援を除く。）の事業実施主体		
	輸出を促進しようとする産品の主な産地等が特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在する地域規模団体	地方農政局長
	輸出を促進しようとする産品の主な産地等が北海道に所在する地域規模団体	北海道農政事務所長
	輸出を促進しようとする産品の主な産地等が沖縄県に所在する地域規模団体	沖縄総合事務局長

	広域規模団体	農林水産大臣
	米輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
	畜産物輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
	日本食・食文化の普及支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の事業実施主体	
	再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が北海道の区域内にあり、農山漁村再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長
	再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が沖縄県の区域内にあり、農山漁村再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
	再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が特定の地方農政局の管轄区域内（注）にあり、農山漁村再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
	その他の事業実施主体	農林水産大臣
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業又は小水力等発電導入技術力向上地方研修事業の事業実施主体	
	北海道に所在する事業実施主体及び独立行政法人水資源機構	農林水産大臣
	沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等発電導入技術力向上中央研修事業又は省エネ型集落排水施設実証事業の事業実施主体	農林水産大臣
	バイオ燃料生産拠点確立事業の事業実施主体	

	バイオ燃料製造所等が北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
	バイオ燃料製造所等が沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
	バイオ燃料製造所等がその他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
地域バイオマス産業化支援事業の事業実施主体		
	地域段階の事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務所長
	地域段階の事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
	地域段階の事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長
	全国段階の事業を実施する事業実施主体	農林水産大臣
食品ロス削減等総合対策事業の事業実施主体		
	特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業又は新たな食品リサイクルループの構築事業のうちエネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構築事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
	沖縄県に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業又は新たな食品リサイクルループの構築事業のうちエネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構築事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
	北海道に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業又は新たな食品リサイクルループの構築事業のうちエネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構	北海道農政事務所長

	築事業に取り組む事業実施主体	
	その他の事業実施主体	農林水産大臣
食品の品質管理体制強化対策事業の事業実施主体		農林水産大臣
食料品バリューチェーン構築支援事業の事業実施主体		農林水産大臣
災害に強い食品サプライチェーン構築事業の事業実施主体		農林水産大臣
卸売市場間ネットワーク形成推進事業の事業実施主体		農林水産大臣
食料品アクセス環境改善対策事業の事業実施主体		農林水産大臣
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業の事業実施主体		農林水産大臣
知的財産の総合的活用の推進事業の事業実施主体		農林水産大臣
植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業の事業実施主体		農林水産大臣
6次産業化ネットワーク活動整備事業の事業実施主体		
	事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務所長
	事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
	事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長
地域バイオマス産業化整備事業の事業実施主体		
	事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務所長
	事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
	事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。

別記様式第 1 号（第 3 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 別表 2 の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表右欄に掲げる者 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

（注）小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業については、北海道にあっては、北海道知事又は協議会長が農林水産大臣に申請する。

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱第 3 の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
	円	
計		

記

（注） 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次のⅠ及びⅡの記載は、省略するものとする。

- Ⅰ 事業の目的
- Ⅱ 事業の内容及び計画（又は実績）

（注） 事業の目的及び事業の内容については、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱第 5 に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画（又は実績）を添付すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した)経費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。				
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。
- 2 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 6次産業化推進整備事業については、「6次産業化推進整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成24年4月20日付け24食産第4070号食料産業局長通知)第1の4により交付決定前に着工した場合には「備考」欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記入すること。
- 4 小水力等農村地域資源利活用促進事業において間接補助事業を行う場合においては、負担区分欄に、都道府県費又は協議会費の欄を追加すること。

IV 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇事業費	円	円	円	円	
※農山漁村6次産業 化対策事業補助金交 付要綱の別表1の区 分の欄に掲げる区分 及び経費の欄に掲げ る事業とその経費を 記載する。					
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
 - 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
 - 3 事業の一部又は全部を委託する場合にあつては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）
 - 4 実施設計書、実績報告にあつては出来高設計書
 - 5 工事雑費内訳明細書（別紙）
 - 6 小水力等農村地域資源利活用促進事業において間接補助事業を行う場合にあつては、補助事業者となる都道府県又は協議会の補助金交付規程又は要綱
- ※1 添付書類のうち、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略することができる。
- ※2 上記4・5の添付書類について、事業によって必要ない場合又は事業により作成するものは省略できる。

（別紙）

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
	〇〇〇円	〇〇〇円 内訳 〇〇会議出席 回数 〇回 人数 〇人 〇〇指導 回数 〇回 人数 〇人	〇〇〇円 内訳 〇〇会議費 回数 〇回 人数 〇人 〇〇説明会 回数 〇回 人数 〇人

（注） 工種又は施設区分ごとに記入すること。

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

別記様式第 3 号（第 8 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金変更等承認申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

（ 別表 2 の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる者 ）

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱第 8 の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第11関係）

平成〇〇年度第〇四半期農山漁村6次産業化対策事業補助金概算払請求書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者

官 署 支 出 官 〇 〇

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号 (第12関係)

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる者

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況(平成〇年〇月末日現在)を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況(平成○年○月○日現在)				備 考
		平成○年○月○日まで に完了したもの		平成○年○月○日以 降に実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第12関係）

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者

官 署 支 出 官 〇 〇

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知
があったこの事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第1
2の規定に基づき、平成〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報
告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇月〇日現在

区分	補助 事業 に要 する 経費	(A) 国庫 補助 金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 平成〇 年〇月 末日の 出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来 高		金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第7号（第13第1項関係）

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金実績報告書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

（ 別表2の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる者 ）

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容に従い事業を実施した。

事業の目的、事業の内容及び実績、経費の配分及び負担区分、事業完了年月日、収支予算については、〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容と同じであった。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日に間接補助金の交付を完了した。（間接補助金の交付を行っている場合）

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 間接補助事業者の間接補助金を交付している場合にあっては、記のⅣの2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 当該実績報告書に記載する内容が、申請書に記載した内容（申請書に変更があった場合には変更後の内容）に相違ない場合には、（ ）内のみを記載することとし、以後の記載は省略するものとする。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 5 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金受領後1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別途報告するものとする。

別記様式第8号（第13第3項関係）

平成〇〇年度仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 別表2の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる者 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった農山漁村6次産業化対策事業補助金について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円
(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4条に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 9 号（第 1 8 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度				平成 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 種類	事業 の 内 容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。
5 小水力等農村地域資源利活用促進事業において、協議会を補助事業者として間接補助事業を行う場合にあっては、負担区分欄の都道府県費について、協議会費に置き換えることとする。

別記様式第 1 0 号（第 1 9 関係）

平成〇〇年度
農林水産省所管

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
			歳 入			歳 出								
補 助 事 業 名	交付決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額		
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円		
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円 (A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
内 容		金 額	
		千円	
-----		千円	
合 計		千円	
合 計		千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
支 出 内 容		支 出 先	金 額
			千円
-----			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円 (B)
(2) (1)以外の支出			
支 出 内 容		支 出 先	金 額
			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円
7. その他			
内 容		金 額	
		千円	
-----		千円	
-----		千円	
合 計		千円	
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(記入上の留意事項)

- 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。

なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、

- ① 当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等(間接補助金)
- ② 補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの(再委託費)

とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」について、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2) (1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。

- 4 「7. その他」には、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に占める「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

平成〇〇年度補助金等概要報告書

法人名	
-----	--

(1) 年間収入 （総収入－前期繰越金）				千円 (A)
(2) 補助金等の交付実績額				
名	称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
合 計				千円 (B)
(3) 補助金等の年収比率				% (B/A)